

事業については、農協を中心
に小浜市米需給均衡化緊急対
策協議会を設置し、消費拡大
という県の方針に基づき対策
の円滑な推進を図るとともに
消費拡大純増計画を策定し、
本年四月から一部事業を進め
ているところであるが、現段
階では国県の動向等流通的な
部分が見受けられるので、計
画の再検討と合わせて助成措
置等についても国県と協調で
きる分野、市独自の施策が必
要な分野それぞれを仕分けな
がら対応を検討していきたい。

本市の地域特産農業の振興
については、麦、大豆の他に
従来から進めている梅、一寸
そら豆、切り花に加えて夏秋
のなすの栽培を選定し、それ
ぞれ農家への推進を行なっ
ている。また栽培の推進と並行
して作物の附加価値を高める
ための加工用開発についても
本年度から生産者と関係機関
が一体となった梅の研究部会
が発足し試作についての協議
を進めているし、本格的な加
工施設については本年度から
八ヶ年計画で実施すべく準備
を進めている。

センベイ問題については、
米需給均衡化緊急対策が昭和
六十三年度より六十四年度の
二ヶ年に渡って打ち出され、
全国で三〇万トン、小浜への
割当が一年間で一四三トン、

二、三九四俵、このうち約半
分を農家が他用途利用米で対
応しており、残り半分一、二
一二俵分を緊急対策として割
当られ、計画自体は農協を中
心として検討をし、取り組み
メニューとしては今回のセン
ベイだけでなく七計画ほどあ
ったが、今回のセンベイにつ
いては一年間全体で二六六俵
の計画のうち、さしずめ春に
八七俵分を加工して割当配付
をした。これが少々評判が悪
いと聞き及んでいるが、今後
これに変わるものという再
検討が必要だが、残り一三九
俵については今後農協とも充
分検討のうえ次に実施させて
いただきたい。

しかし、押し付けのよう
ではあるが、今後の米問題に
ついてはある程度生産者であ
る農協、農家自身がまずもつ
て受け止めていかないと計画ど
おりの実施はできず、全面的
な行政まかせの農業では立っ
ていけないという事態になっ
てきているのでご理解を願
いたい。

商工

質問

小浜市には、成長する分野
を持ちながら本市独特の狭い

土地、交通事情の悪さ、住宅
街に混在する工場など土地が
らて伸びられない企業や、ま
た技術力で市場開拓がはなば
なしい企業まで、本市には少
し手を加えるだけで経済も雇
用も大きく伸びる潜在的に將
来性のある企業がたくさんあ
ると思うが、附加価値を生む
第二次産業への行政の意識は
どの程度あるのか、そして市
民の経済と雇用の拡大のため
に行政は今何をすべきか、意
見、具体策があればお聞きし
たい。

答弁

地場産業の育成については
ご指摘のとおり少し手を加え
るだけで充分伸びることので
きる素質のある事業が当地に
は沢山あると思う。しかし何
よりもその障害となっている
のが交通事情、そして土地の
狭さに起因する地価の高さに
ある。これに対する施策とし
て、土地利用に関する行政と
しての機能の見直しであり、
用途地域の変更その他を含め
て一連のことにつきこの際検
討する機会にきているように
思われる。また公共民間を問
わず用地造成について、国県
の補助関係についても県の出
展も図っていききたい。

これらも踏まえうたえて新し
い用地の造成実現に努力した

都市開発

質問

小浜市の総合開発計画推進
のため、総合管理部門を設置
されたと聞いたが、その組織
の名称、スタッフ、当面の計
画などあれば明らかにしてほ
しい。

答弁

各都市において行なわれて
いる各種の開発行為は、それ
自体がその都市の後進であり
都市の機能や環境に及ぼす影
響は少なくないと考えられ、
このような見地から開発行為
を総合的にコントロールする
望ましい都市整備の方向に誘
導することのできる都市開発
事業に関して、事業計画の策
定及びその実施の推進に必要
な事項を総合的に審議し協議
調整するための小浜市都市開
発事業検討委員会を設置した。
その組織は、委員19名、委員
長に助役、副委員長に総務担
当理事、以下17名の委員は関
係理事参事課長をもって編成
をした。その他に特別に出て
きた事業に関する事項に専門
的な検討を加えるため、学識
経験者、専門の課長補佐とい
った人を臨時に委員とできる
こととした。

高速交通

質問

交通網が地域の再開発に最
優先するという見地から、高
速交通対策についての現状と
今後についてお聞きしたい。

答弁

新幹線問題については現在
北陸が優先順位としてどうい
った位置にあるのか不透明な
状態であり、高崎・長野間部
分着工という話しも聞くが、
とりあえず実現性の高い部分
着工からコマを進めて建設に
難色を示す財政当局の壁を突
き破り、北陸新幹線全面開通
に結びつけられるよう確約を
取るという考え方もあり、着
工優先順位決定になる八月ま
では一生懸命陳情をさせてい
ただくという情勢を維持した
い。

近畿自動車道敦賀線につい
ては、高速道路として、国幹
道として24路線の予定計画に

教育

入れていただいたが、東舞鶴
教習間が現在基本計画になっ
ている西舞鶴、東舞鶴間の路
線と同様の取り扱いをうけて
同様の整備条件にしていた
いて、着工を一日も早く実現
させていたきたいというのが
ももつかの運動方針である。

質問

国の臨時教育審議委員会
は就学前の幼児をどのように
するのかという一応の結論が
出されているが、当市におい
て就学前の幼児を預かる保育
園幼稚園の今後のあり方に
ついてお聞きしたい。

答弁

保育園の保護者の中には幼
保一元化について心配されて
いる方があると聞き及んでい
るが、幼保一元化については
長期に渡って議論されてきた
問題であり、昭和46年には中
央教育審議会が将来保育所を
幼稚園にする方向での一元化
を提唱したのに対し、中央児
童福祉審議会は、目的機能を
異にしており一元化は適当で
ないとの見解を示し、参事両
論が分れたところである。

ところが昭和62年4月、臨

時教育審議会は第三次答申の
中で幼保一元化問題について
社会的には二つの異なる要請
があり、それぞれの制度の中
でその整備を進めるとの結論
を出した。幼保一元化は当面
実現困難との見解を明らかに
した訳であり、本市としても
国のこうした見解に基づき幼

保一元化を行なう考えはない。

また、現在小浜幼稚園には
5歳児2学級52名、4歳児2
学級40名、3歳児1学級13名
計5学級105名の幼児を預かっ
ている。施設については小浜
第一保育園とのそれぞれ共用
部分を有しており、特に給食
施設については保育園の施設
を共用している状態であるが
その運搬については幼稚園教
員の手によってなされている
のが現状である。給食も教育
活動と位置づけられており、
当然衛生面での確保や職員の
保健等の観点から万全を期す
べく今回渡り廊下の設置を計
画したものであり、現在その
設計をしている。しかし、保
育園の保護者からそれが幼保
一元化へ結びつくものとして
設置に心配をされているよう
だが、幼保一元化は臨教審で
見送られた以上本市としても
実施の考えはなく、給食運搬
のみの渡り廊下であり給食時
間帯以外は施錠をして開放し
ない計画をしており、今後と

もそれぞれの中で充実発展を
図っていく所存である。

大学問題

質問

いまだ見通しの立たない大
学誘致に巨額の子算を投じ、
また去る四月十六日嶺南大学
誘致推進協議会会長との交代
があり、県にも大学問題協議
会が設置され各報道機関もそ
れら内容を記載したが、その
後何らかの変化はあったのか。

まず、協議会二本立てしてい
るのか、設置主体から見てど
うか。次に、昭和六十四年に
十八歳人口がピークに達し、
可能な限り早期に開校すべき
と調査結果が出ているが、開
校時期から見てどうか。次に
大学キャンパス周辺地域の計
画について、予定地は土地区
画整理事業が進められており、
市の計画とグラフ福井に掲載
された同予定地の若狭総合公
園の資料と違いがあるが、大
学と土地区画整理事業、若狭
総合公園の関連はどうか、そ
して若狭総合公園の具体的な
構想は。

答弁

嶺南地区大学誘致推進協議

会々長は今まで知事が当って
いたが、県が発足した大学問
題協議会の会長に知事は当た
らないのでバランス上変更が
あった。嶺南地区大学誘致推
進協議会が検討されてきた問
題は今度は県大学問題協議会
という県政の広い舞台におい
て検討されることになったこ
とを意味しており、このこと
についてはしっかりとこの事
実を認識し、嶺南地域への大
学誘致問題はいさかも後退
したものではなく、むしろ実
現へ向ってスタートを力強く
切ったものと受け止めていた
だきたい。今回嶺南地区大学
誘致推進協議会の会長は知事
から市長に変更となり、また
県大学問題協議会の委員とし
ても参画しており、県大学問
題協議会で嶺南地区大学誘致
推進協議会を代表して意見を
申し上げることが許されたこ
とについて、今後共よろ
しく御後援を願いたい。

二つの協議会でうまく行け
るのかということだが、そも
そもこの大学問題というもの
は根本は小浜に大学を設置す
るということから起った問題
であり、したがって私どもが
この県大学問題協議会に嶺南
地区大学誘致推進協議会の代
表として出席し、嶺南の全地
域住民の意志を代表してもの
を申し上げ要求を申し上げる

ということとは当然でありま
すとともに私の発言のバックに
嶺南地区大学誘致推進協議会
というものが八人の県議員、
八人の市町村長、そして八市
町村議会というバックがあつ
て初めて力がある訳で、代表
が嶺南の総意として嶺南の希
望を申し上げるので、二つの
協議会があるうとも必ずうま
く行くことを確信している。

開校時期から見てどうかと
いうことだが、確かに大学を
設置する場合には十八歳人口
というのは重要な要素のひと
つであるが、これからの大学
は単に高等学校の延長線上に
ある大学ではなく、大学自体
が持っている学術研究機能を
地域の企業や文化面にどのよ
うに役立てるかという視点か
ら考えていかなければならな
いと考えている。また生涯教
育生涯学習への意欲の高まり
に答えて、地域に拓かれた大
学として誰でもいつても学び
たい時に学習の機会を提供す
ることも必要と考える。二十
一世紀を展望した時に、これ
からの大学は県や地域にとつ
ていかなる学部学科が必要と
なるのか、どのような特徴を
持つて地域と結び付けてやっ
ていくのか、さらには生涯学
習という知的な県民生活にい
かに柔軟に対応するか等、単
に十八歳人口のピークにとら

われることなく慎重に大学像
を検討してまいりたい。

西津東部の土地区画整理に
つきましては、ご高承のとおり
区画整理事業というのはその
地域の将来宅地化された場
合、その地域の環境を守るた
めに道路、公園、水路といつ
た公共施設を整備するとい
うのが目的であります。したが
いまして昭和五十五年、五十
六年より本地域の事業を推進
すると説明会等を開かせても
らっており、当然その当時に
は大学問題はなく、関連はこ
さいませぬ。

若狭総合公園につきまして
は県営ではありませんが、あ
えてその概要を説明しますと、
若狭には有形無形の文化資産
が極めて豊かに存在し、これ
ら文化遺産とそれらのふれあ
いをテーマとして、家族やグ
ループで利用する施設、自然
を保全する施設、スポーツを
楽しむ施設を主体に若狭地域
全体の人々に楽しんでいた
くための広域的な公園であり
ます。基本構想としては、整
備面積十八万、総事業費二十
六億八千万円、施行期間は昭
和六十一年度より昭和七十年
度までとなっております。これ
らのもも大学問題と直接関係
はございません。

国庫補助・負担率の引下げ廃止を求める意見書

現行の国庫補助・負担率の引下げ措置は、国の厳しい財源難を理由に昭和61年度から3ヶ年の暫定措置として実施されているものであり、本年度をもって終了することとなっています。
しかるに、国においてはその一部に昭和64年度以降においてもこの措置を継続すべきとの意見があるやに仄聞するところでありますが、国の財政事情は当時と比較し大幅に改善されつつあります。現行措置の前提条件はほぼ解消されている実態にあると考えます。
よって、国におかれては速やかに国庫補助・負担率についてその復元を図るとともに、国庫補助制度のあり方についても引き続き地方自主財源の充実強化、地方行政機能の向上を基本として適切な措置を講ぜられますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和63年6月21日

小浜市議会

意見書・陳情書

番号	件名	提出者	結果
陳情 第1号	今富小学校の児童数増加に伴う教室の増築と関連する諸施設の整備拡充に関する陳情	今富地区振興対策協議会 会長 永井彦夫	採択
陳情 第2号	福祉・教育予算復元、地方財政確立、国庫補助・負担率引下げ廃止を求める陳情	若狭地区労働組合評議会 会長 岡明男 ほか 4団体	採択
陳情 第3号	大型間接税導入中止に関する陳情	若狭地区労働組合評議会 会長 岡明男 ほか 1団体	不採択

表彰

- ☆ 全国・北信越議長会表彰(25年以上在職) 松井正一 議員
- ☆ 福井県議長会表彰 木橋正昭 議員
- ☆ 福井県議長会感謝状 三国正二 前議員

人事

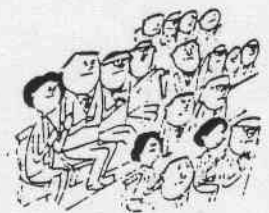
固定資産評価審査委員会委員を選任
池野秀雄氏(69歳)再任
小浜市門前第2号18番地

傍聴者心得

- ※ 議会の会議を傍聴しようとする人は、あらかじめ事務局に申し出なければなりません。
- ※ 議長は必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができます。
- ※ 傍聴者は、議場に入ることとはできません。
- ※ 年齢十五歳未満の人(見学のため議長の許可を得て団体で入場する場合を除く。)、兇器具その他危険な物を携帯している人及び酒気を帯びている人その他議長が取締上支障があるとみとめた人は傍聴席に入ることとはできません。
- ※ 傍聴者は、傍聴席にあるときは帽子、コート、襟巻の類を着用し、若しくは傘、杖等を携帯し、又は飲食することはできません。
- ※ 傍聴者は議事中紀律を重んじ、議員の言論に対して可否を表明し、又は私語拍手その他議事の妨害となるようなことをしてはなりません。
- ※ 傍聴者は、会議が散会したとき、傍聴を禁止させられたとき、又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければなりません。
- ※ 傍聴者がこれら規則に違反し、又は議場の秩序を紊す虞があるときは、議長はこれを制止し、又は退場を命じ、必要があるときは警察官又は警察吏員に引渡すことがあります。

本会議を傍聴しませんか!?

— 手続は簡単です —



くわしいことは
市議会事務局 ☎53-1111へ

